

議 答 申 個 第 8 号

平成 1 5 年 7 月 2 3 日

生駒市長 中 本 幸 一 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会長 下 村 敏 博

電子計算機の結合に関する意見について（答申）

平成 1 5 年 5 月 2 8 日付け生情第 2 5 号で諮問のあった下記の事項について、
別紙のとおり答申します。

記

生駒市個人情報保護条例第 1 0 条の規定により、審議会の意見を聴くこととさ
れている事項

〔内容〕

総合行政ネットワーク（L G W A N）への参加に伴い、本市のコンピュータ
と奈良県が管理するコンピュータを通信回線を用いて結合することについて

答 申

<p>審 議 案 件</p>	<p>総合行政ネットワーク（L G W A N）への参加に伴い、本市のコンピュータと奈良県が管理するコンピュータを通信回線を用いて結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>適当なものと認める。 なお、ネットワークへの参加に当たっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最新かつ最善のセキュリティ対策を講じられることを申し添える。</p>
<p>審 議 内 容</p>	<p>本件は、行政専用のネットワーク（L G W A N）として、行政間の情報交換や情報流通に資するとともに、電子自治体構築のための必須の基盤を整備するため、本市が管理するコンピュータと奈良県が管理するコンピュータを通信回線を用いて結合することについて、条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、本件結合に係るセキュリティの内容（閉じられた行政専用のネットワークであること、各種サーバー群及び接続点への不正侵入防止装置の設置、通信経路の暗号化、侵入検知機能による不正アクセスの検知、組織認証の実施等）、電子自治体に向けての基盤整備の必要性、結合による業務の効率化・迅速化等について慎重に審議した。その結果、本件による電子計算機の結合には公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるが、今後予想される市民サービスで取り扱われる個人情報未確定であること、また、将来の情報技術の進展を考慮し、意見を取りまとめた。</p>
<p>結 合 先</p>	<p>総合行政ネットワーク（L G W A N）</p>
<p>審 議 日</p>	<p>平成15年6月26日</p>
<p>所 管 課</p>	<p>企画財政部 情報政策課</p>